

# ハブ都市武雄・広域連携強化イベント実施運營業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ハブ都市武雄・広域連携強化イベント実施運營業務

## 2 事業の目的

武雄温泉駅は新幹線の開通により、西九州エリア（佐賀県西部及び長崎県）の分岐点となった。市では「西九州の玄関口」として駅に隣接する駅前広場を新たに整備し、武雄旅書店とあわせて「食と文化の情報発信基地」として機能を高めており、更に推進するため、武雄温泉駅南口駅前広場で、周辺地域や沿線市町の観光・物産などの魅力を発信するイベントを開催する。

本事業では、武雄市民や市内への観光客を対象に西九州エリアの魅力ある地域や食、文化等を知ってもらい、将来、西九州エリアへの訪問を考えてもらう機会をつくり、また、西九州エリアとの連携を深めることを目的とする。

## 3 事業の内容

武雄市民や市内への観光客を対象に、西九州エリアの観光資源や各地の魅力ある食及び文化などを紹介し、西九州エリアに「行ってみたい」と思えるよう、武雄温泉駅南口駅前広場においてステージや出展ブースを備えた会場を設営し、イベントの企画・運営を行う。

### (1) 開催概要

開催日及び事業趣旨

開催日	事業趣旨
令和5年7月28日及び29日 時間 16時～21時	西九州エリアのご当地グルメを楽しめるナイトガーデンと音楽ステージで、武雄市の夜の魅力づくりにつなげる。
令和5年9月23日及び24日 時間 10時～16時	西九州エリアの観光・物産、文化・芸能などをまるごと体験できるブースやステージを設置し、「ありがとう新幹線」「ようこそ武雄へ」など市民や多くの来場者と共に新幹線開業一周年を祝う記念イベントとする。
令和5年11月中旬の2日間 時間 10時～16時	武雄の物産まつり（会場未定）と同日に開催し、駅前の賑わいをつくる。

※ 時間には、設営準備時間は含まない。

- 場 所 武雄温泉駅南口駅前広場（武雄市武雄町大字昭和 200 番地 24）
- 内 容 会場の設営及び運營業務
- ・武雄市を含む西九州エリア（佐賀県西部及び長崎県）の団体等によるブース出展（飲食、物販）
  - ・会場を演出する文化芸能、音楽演奏、パフォーマンス等ステージ企画（ステージ企画）
  - ・イベント告知
  - ・会場内の適切な運営及び安全管理並びに衛生管理
  - ・会場内設備の設置及び運営（駐車場含む）

- ・ イベント保険の加入
- ・ 会場内設備の撤去及び清掃

(2) 委託内容

委託項目	内容
ハブ都市武雄・広域連携強化イベント	ア) イベント全体を管理する事務局の設置及び事務局業務 イ) イベント全体に係る企画調整に関する業務 ウ) イベントの企画・運営に関する業務 エ) 出展ブース、ステージ、什器等の手配及び会場設営に関する業務 オ) その他必要とされる業務

委託業務の詳細

委託項目	委託業務の詳細
ア) イベント全体を管理する事務局の設置及び事務局業務	
○事務局の設置	イベント全体の管理及び問い合わせ等の渉外窓口となる事務局を設置する。
○事務局の業務	イベント準備、当日の管理、イベント終了後の始末・精算実務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武雄市との連絡調整。</li> <li>・ 本委託業務に関して必要となる全ての経費について、適正に収支の管理を行うこと。</li> <li>・ 全体の実施計画、レイアウト図、進行表を含むプログラムを作成すること。</li> <li>・ 事務局窓口、各種案内看板等を設置すること。</li> <li>・ 会場内におけるサポートスタッフの配置及び連絡体制を確保すること。</li> <li>・ 様々な人が参加しやすくなるような合理的な配慮を行うこと。 (例. 救護所、授乳スペース等)</li> <li>・ イベント会場の写真撮影等、記録を行うこと。</li> <li>・ その他必要な業務。</li> </ul>
イ) イベント全体に係る企画調整に関する業務	
○イベント全体に係る企画調整	イベント全体に係る企画及びコンテンツ間の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント全体の企画にあたっては、上記「2 事業の目的」に留意すること。</li> <li>・ イベントの名称及びイベント全体のテーマ、デザインを作成すること。</li> <li>・ 来場者の増加及び武雄市内を含む西九州エリアへの誘導を図るため、魅力あるプログラムを策定し、武雄市と協議・調整を行うこと。</li> </ul>
ウ) イベントの企画・運営に関する業務	
○イベントの企画・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展者やステージ企画における出演者については、武雄市と協議の</li> </ul>

運営	<p>うえ選定し、出展に向けた調整を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステージ企画における出演者の手配・調整を行うこと。</li> <li>・ 物販や飲食の提供等、来場者が周遊しやすいように出展者の配置に配慮すること。</li> <li>・ 集客に向けたイベントやワークショップ、ステージ企画等効果的に盛り込むこと。</li> <li>・ 関係者や出展者向けにマニュアル等を作成すること。</li> <li>・ 実施に必要な許可等の手続、確認を行うこと。</li> </ul>
エ) 出展ブース、ステージ、什器等の手配及び会場設営に関する業務	
○会場設営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場の設営・撤去・原状回復（備品の借り上げ・返却、ごみの処理等を含む）</li> </ul> <p><b>【設営の要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステージ、観客席及び飲食席用テントの設置（8 m×8 m以上、テント2張、椅子・テーブル）</li> <li>・ 出展ブースの設置（6 m×3 m程度、テント5～12張）</li> </ul> <p>※テント1張りを2小間として使用  ※横幕、ウェイト、長机（各小間3卓）、椅子（各小間5脚）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部テント</li> <li>・ 電源設備（各小間に1500w供給）</li> <li>・ 音響設備、照明設備</li> <li>・ ステージ看板、会場内案内看板</li> <li>・ ゴミステーション</li> <li>・ MC配置（会場1名）</li> <li>・ 消毒用アルコール</li> </ul> <p>※設営の要件は、イベント規模に応じ本市と協議</p>
オ) その他必要とされる業務	

### (3) 留意事項

- ・ より多くの人に来場いただけるよう、メディア等を活用した事前告知を行うこと。
- ・ ステージ企画やワークショップ等、集客に資するコンテンツの充実を図ること。
- ・ 本市と連携・協力し、西九州エリアの魅力を感じられるような訴求性のあるステージ出演者、ブース出展者を募集すること。
- ・ 出演者の出演料、謝礼等の費用は委託契約の範囲内で支出する。

## 4 契約期間

契約締結日から令和5年12月20日まで

## 5 委託金額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 6 その他の留意事項

- ・委託業務の実施については、委託者と受託者で適宜協議を行い決定すること。
- ・本事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- ・設備・資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- ・受託者は本事業の実施に当たって必要な保険に加入すること。
- ・受託者の責任による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- ・本事業において、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理を行うこと。
- ・本事業において作成される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- ・成果物は、委託者が自由に二次利用できるものとする。

## 7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。また、イベント毎に実績報告書を提出すること。

## 8 本業務委託の委託料の支払い

完了払い又は部分払いとする。

部分払いの場合は、業務完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払いを請求することができる。

## 9 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、本市と採用案を提案した者（契約合意に至らなかった場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。

## 10 その他契約に係る規定について

- (1) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ・業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
  - ・受託業務目的以外の利用の禁止
  - ・受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
- (2) イベント中止の判断については、市の判断により決定する。また、その際の委託費用について、原則それまでにかかった費用を示す書類を提示いただき、協議する。